

新しい総合計画の策定方針

1. 策定の趣旨

帯広市は昭和34年以来、五期にわたり総合計画を策定し、これに基づき計画的にまちづくりをすすめ、様々な都市機能が集積する十勝の中核都市として発展してきました。

近年、少子高齢化の進行に伴い、予想を超える速さの人口減少社会やグローバル社会の到来によって大きな変革期を迎えており、これまで日本の経済・社会を支えてきた様々な仕組みの見直しが行われています。

また、国と地方の役割分担や税財源の配分など、地方分権改革は第二期に入り改革の議論がすすめられています。

これからは、地方自治体を取り巻く環境の変化の中で、地域社会を持続的に発展させていくため、地域が自らの意思と責任で創意工夫し、多様化する市民ニーズに対応したまちづくりをすすめていかなければなりません。

このため、時代の潮流や本市を取り巻く情勢を十分に踏まえながら、新しい時代を展望し、まちづくりを総合的かつ計画的にすすめるため、今後のまちづくりの指針となる新たな総合計画を策定するものです。

2. 新しい総合計画策定の考え方

社会経済情勢が大きく変化する中で、新しい総合計画には、時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応することが求められています。また、協働のまちづくりをすすめるためには、市民と行政がまちづくりの目標を共有することが大切であることから、目標を明らかにするとともに、財政状況等に即してより実効性のある計画とすることが必要です。

こうしたことを踏まえ、以下の考え方に基づき新しい総合計画の策定に取り組みます。

(1) 目標を明示した計画

新しい総合計画では、まちづくりの目標を市民にできるだけ分かりやすく示すことが必要です。このため、政策・施策の目標などを明示する計画とします。

(2) 成果が分かる計画

市民とまちづくりの目標を共有し、協働のまちづくりをすすめるためには、その計画の成果を把握できることが必要です。このため、政策や施策に成果指標を設定し、その達成度を測ることができる計画とします。

(3) 行政評価や予算と連動する計画

限られた経営資源を効果的に配分し、総合計画に掲げた目標を着実に推進するためには、事業の効果等について評価し、選択と集中を図ることにより、効果的・効率的に事業をすすめていくことが必要です。このため、評価や予算との連動を考慮しつつ事業の展開を図る計画とします。

(4) 社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画

自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展や国の構造改革などにより変革期を迎えております。今後のまちづくりは、変化する社会経済情勢に対応しながらすすめていくことが重要になることから、こうした変化などに柔軟に対応できる計画とします。

3. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「推進計画」で構成し、それぞれの計画で示す項目や計画の期間は以下のとおりとします。

(1) 基本構想

基本構想は、都市像やまちづくりの目標等を示します。構想の期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

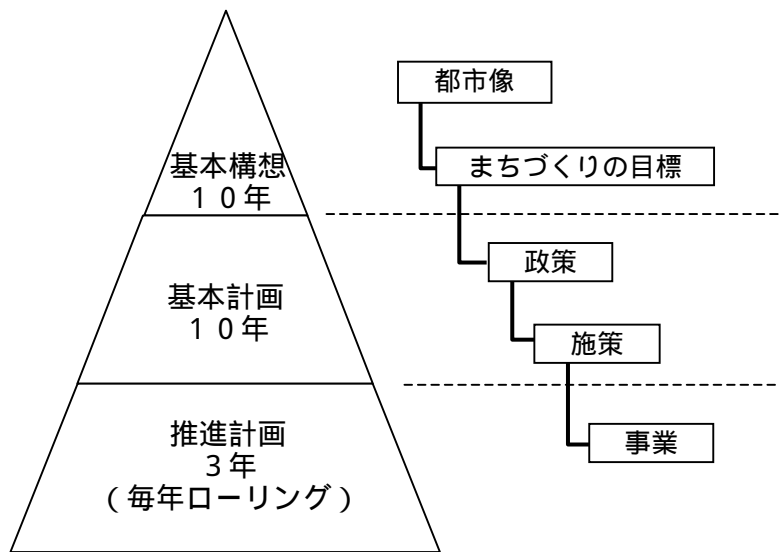
(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標を具体化した政策目標を示すとともに、それを実現するための施策等を示します。計画の期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、中間年において進捗状況等の点検を行い、必要に応じて見直しを行うものとします。

(3) 推進計画

推進計画は、基本計画に示された施策に沿って必要な事業等を示します。計画の期間は3年間とし、評価結果や財政状況等を踏まえ毎年ローリングにより策定します。

計画の構成



4. 計画の策定手法・体制

市民とまちづくりに係わる目標を共有し協働ですすめる計画とするため、計画の策定においては、庁内の策定体制はもとより、市民参加の機会を確保し、市民とともに策定に取り組みます。

(1) 総合計画策定審議会への諮問

帯広市総合計画策定審議会条例に基づき、総合計画で示すべき目標等について審議会に諮問します。

(2) 市民参加による策定

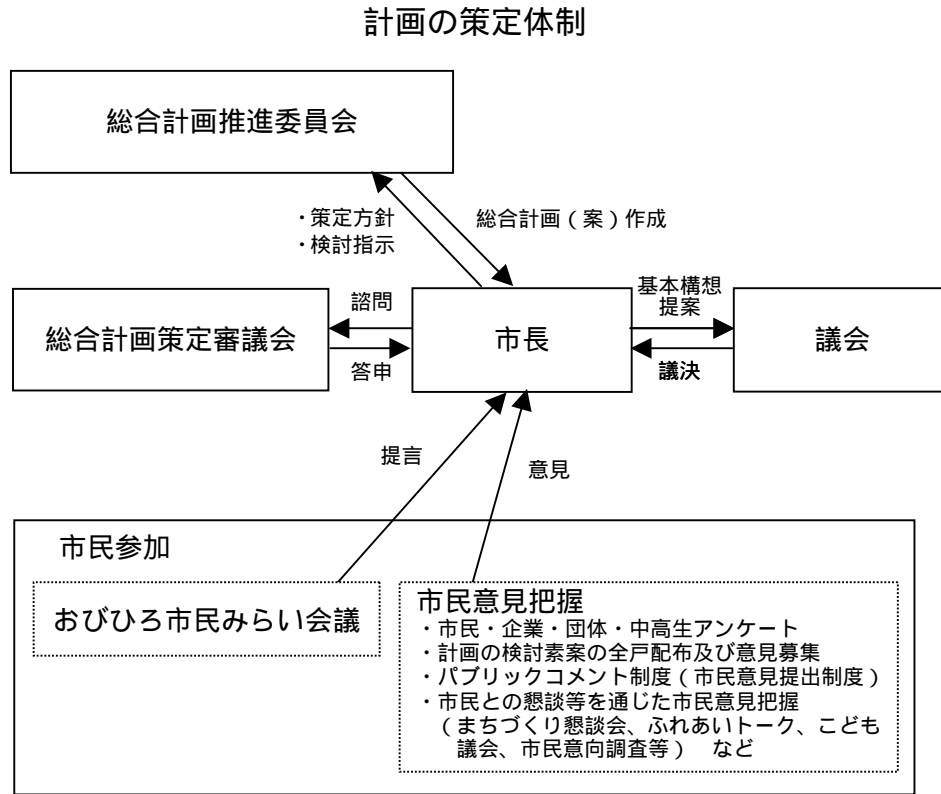
市民ワークショップ「おびひろ市民みらい会議」を設置し、市民の手による目標づくりに取り組み、市長に対して提言をします。また、幅広く市民意見の把握に努めます。

(主な市民意見把握手法)

- ・市民・企業・団体・中高生アンケート
- ・計画の検討素案の全戸配布及び意見募集
- ・パブリックコメント（市民意見提出制度）の実施
- ・市民との懇談等を通じた市民意見の把握（まちづくり懇談会、ふれあいトーク、こども議会、市民意向調査等）

(3) 庁内策定体制

庁内においては、職員総参加を基本に、総合計画推進委員会が中心となって策定作業をすすめます。



5. 策定スケジュール

- 平成 19 年度 おびひろ市民みらい会議の設置、総合計画策定審議会への諮問、
庁内検討
- 平成 20 年度 総合計画策定審議会答申、計画素案作成、パブリックコメント
(市民意見提出) 実施
- 平成 21 年度 計画案作成、議会提案(基本構想)
- 平成 22 年度 新しい総合計画スタート(予定)

6. その他

- ・具体的な策定作業は、別途定める策定要領に基づきすすめます。
- ・分野計画は、施策の具体的な考え方や実施方向等を示すものであり、策定にあたっては総合計画に即するよう努めるものとします。
- ・国土形成計画、新たな北海道総合開発計画や北海道の新しい総合計画などの政策方向等との整合性を考慮します。